

特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書 Q & A

《記入について》

* 申請書兼調査書の記入内容から、本人の状況、介護者の状況、住宅の状況、その他の特別な事由を判断評価します。アンケート項目で表現し難い在宅生活の困難性がある場合は、記載欄を活用ください。

項 目	回 答
□新規 □変更とは	<ul style="list-style-type: none"> ・<input checked="" type="checkbox"/>新規は、これまでに申込まれた方も含め、初めて申込書兼調査書を記入する場合 ・<input checked="" type="checkbox"/>変更は、申込書兼調査書の状態に変更があり、再提出する場合（年度内に変わった場合も<input checked="" type="checkbox"/>変更で再提出が可能）
介護保険被保険者証写しの提出ができない	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に預けている等で手元がない場合は、保険者から情報提供できるように、裏面の同意欄の記入・押印をしていただく。 ・本人の住所・氏名・生年月日の記入ミスがないよう確認を依頼する。
申込日が不明	<ul style="list-style-type: none"> ・施設で把握しているため、不明の場合は記入不用 ・初めて申込む場合は、施設に提出する日を記入する
申込書記入者とは	<ul style="list-style-type: none"> ・記入内容について問合せがあるため、家族の他、ケアマネジャーや在宅介護支援センター職員など代筆代行した方の氏名と連絡先を記入する
主たる介護者とは	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の介護を主に担当している家族又は、介護の担い手はいないが本人に代わって判断や決定を行っている家族 ・入所等に関する施設からの連絡先ともなりません ・いない場合は、未記入又はナシと記入
住所とは	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票のある所を記入（療養先ではない）
被保険者番号が不明	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証の写しがない場合と同様
要介護度について	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援や非該当については、申込み対象外となる。申込み順から優先入所の必要性の高さによる入所決定に4月より変わるので、前もっての申込み受付は行わない ・認定有効期限が切れている場合は、先ず認定を受け、結果が出た段階で申込書兼調査書を提出する。4月から入所の仕組みが変わるので、認定結果が出てからでも遅くない。 ・認定中で結果が出ていない場合は、介護度により評価点数が異なるため、結果が出た段階で申込書兼調査書を提出する。 ・介護保険被保険者証の写しがない場合と同様
障害者手帳とは	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている場合は記入 ・被爆者手帳や難病医療証等については記入不用
同居の方について	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の生活実態で判断する（2世帯住宅や世帯分離等の形態ではない） ・ご夫婦以外の同居とは、親子・兄弟等夫婦以外の2人暮らしや、夫婦を含め3人以上で暮らしている場合に<input checked="" type="checkbox"/>
個人情報の提供と収集の同意について	<ul style="list-style-type: none"> ・目的は入所の必要性を判断するために必要な情報の収集や、待機期間中の支援体制を整えるため ・同意しない場合は、施設と申込み者のみで入所申込みに関する手続きを進めることになる。家族の負担は大きいですが、申込みはできる
変更の届出について	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度の変更や、介護者の状況が変わった場合は、入所の優先度を再評価するので、再度申込書兼調査書の提出が必要